個人会員の皆さまへ

会費の所得税の寄附金特別控除(税額控除)に関するお知らせ

当会に納入いただく後援会費は特定寄附金とみなされ、所得税の寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることができます。控除の適用を希望する方は、確定申告時に下記をご提出ください。制度の詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

【提出物】

- 1)「払込票兼受領証」(会費振込時に発行されたお客様控え)
- 2)「税額控除に係る証明書(写し)」(当会ホームページよりご自身で印刷ください)



府益担第760号令和3年8月12日

公益財団法人日本花の会 代表者 野路 國夫 殿



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する 要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。 令和3年8月12日 から 令和8年8月11日 まで